

平成30年度

予算概算決定の概要

大臣官房政策課環境政策室

農林水産省

目 次

気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る
 枠組み構築事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

農林水産分野における地域の気候変動適応計画
 調査・分析事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る 枠組み構築事業

【31（34）百万円】

対策のポイント

気候変動等に対応した新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用を円滑に進めるため、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る制度等を調査するとともに、遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築及びその活用に向けた周知活動等を実施します。

<背景／課題>

- ・ 地球温暖化等の気候変動により農作物を生産する環境が厳しさを増す中、このような状況に対応する新品種の開発に必要な遺伝資源の取得及び利用の円滑化は重要な課題であり、平成28年4月に開催されたG7新潟農業大臣会合の宣言においても、気候変動に適応した植物遺伝資源の適切な保全と利用の重要性が位置づけられたところ。
- ・ 一方、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する名古屋議定書の発効に伴い、遺伝資源保有国では自国の遺伝資源への主権的権利を強く行使する機運が一層高まり、海外遺伝資源の取得交渉が困難化・複雑化している。

政策目標

本事業を通じて構築された枠組み等の活用による日本への海外遺伝資源の導入が15件以上行われる。（平成29～33年度）

<主な内容>

1. 遺伝資源保有国における制度等の調査
遺伝資源保有国において現地調査等を行い、各国の遺伝資源に係る制度やその運用状況に係る最新の情報、遺伝資源の賦存状況等の情報を入手し、国内の遺伝資源利用者に提供します。
2. 遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築
遺伝資源保有国の関係者を対象に気候変動等への対応における遺伝資源の利用の重要性に関する普及・啓発を行うとともに、遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築を目指します。また、構築された枠組みの活用を促すための国内での周知活動等を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

（お問い合わせ先：
大臣官房政策課環境政策室（03-6744-2017））

気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築事業

〔平成30年度予算概算決定額: 31(34)百万円〕

背景

- 気候変動等に対応した新品種の開発に必要な遺伝資源の取得及び利用の円滑化は重要な課題であり、平成28年4月、G7新潟農業大臣会合の宣言においても、気候変動に適応した植物遺伝資源の適切な保全と利用の重要性が位置づけられたところ。
- 一方、名古屋議定書の発効に伴い遺伝資源保有国では自国の遺伝資源への主権的権利を強く行使する機運が一層高まり、海外遺伝資源の取得交渉が困難化・複雑化している。

事業内容

遺伝資源保有国における制度等の調査

- ・遺伝資源保有国における遺伝資源の取得に関する制度及びその運用状況の調査
- ・遺伝資源保有国における遺伝資源の賦存状況の調査
- ・ホームページ等による国内の遺伝資源利用者への情報提供



遺伝資源保有国との枠組みの構築

- ・遺伝資源保有国の関係者を対象に、気候変動等への対応における遺伝資源の利用の重要性に関する普及・啓発
- ・遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築
- ・構築された枠組みの活用を促すための国内での説明会等の周知活動



効果

- 情報の不足により遺伝資源の探索・導入を躊躇する我が国の遺伝資源利用者の活動を促進
- 遺伝資源保有国における農林水産分野の遺伝資源の囲い込み等を回避
- 遺伝資源保有国との枠組みの構築やその枠組みの利用を促すことにより我が国への遺伝資源の円滑な導入を促進



地球温暖化等の気候変動に対応した新品種開発等を促進

農林水産分野における地域の気候変動適応計画調査・分析事業 【31（34）百万円】

対策のポイント

地域毎の気候の違いを踏まえた、気候変動への適応の取組を促進するための調査・分析を行います。

<背景/課題>

- ・近年、気候変動による農林水産分野への様々な影響が予想されていることから、温室効果ガス排出を抑制する緩和の取組に加え、既に現れている影響や、中長期的に避けることが困難な影響への適応の取組を計画的に進めていくことが重要です。このため、平成27年8月に農林水産省気候変動適応計画を決定したところであり、今後は当該計画に基づく施策を展開することとしています。
- ・一方、我が国は南北に長い国土条件であることから、地域によって主要作物が異なることや、気候変動の影響が顕在化する時期に差があるということ、影響によっては都道府県をまたいで対処する必要があるといった点にも留意しつつ、地域毎に適応の取組を的確に推進していく必要があります。このため、全国レベルの影響評価とその適応策を基本としている上記の適応計画を踏まえ、地域レベルの影響評価等の情報を収集・整理し、地域の取組を支援する必要があります。

政策目標

47の都道府県において農林水産分野に係る気候変動適応計画の策定が促進

<主な内容>

「気候変動の影響への適応に向けた将来展望」の策定

気候条件や行政区分を勘案し、地域の主要な農林水産物に係る影響評価や適応策に関する情報を収集し、農林水産省気候変動適応計画に示された適応策を基に、今後、気候変動が進んでいく過程で、作物毎にどのような影響が出て、都道府県や産地等が「どの時点で」、「どのような」適応策に取り組む必要があるのか等を自ら判断するための情報となる「気候変動の影響への適応に向けた将来展望」を作成するとともに、全国での適応計画の推進を図ります。

（委託費）
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：
大臣官房政策課環境政策室（03-6744-2016））

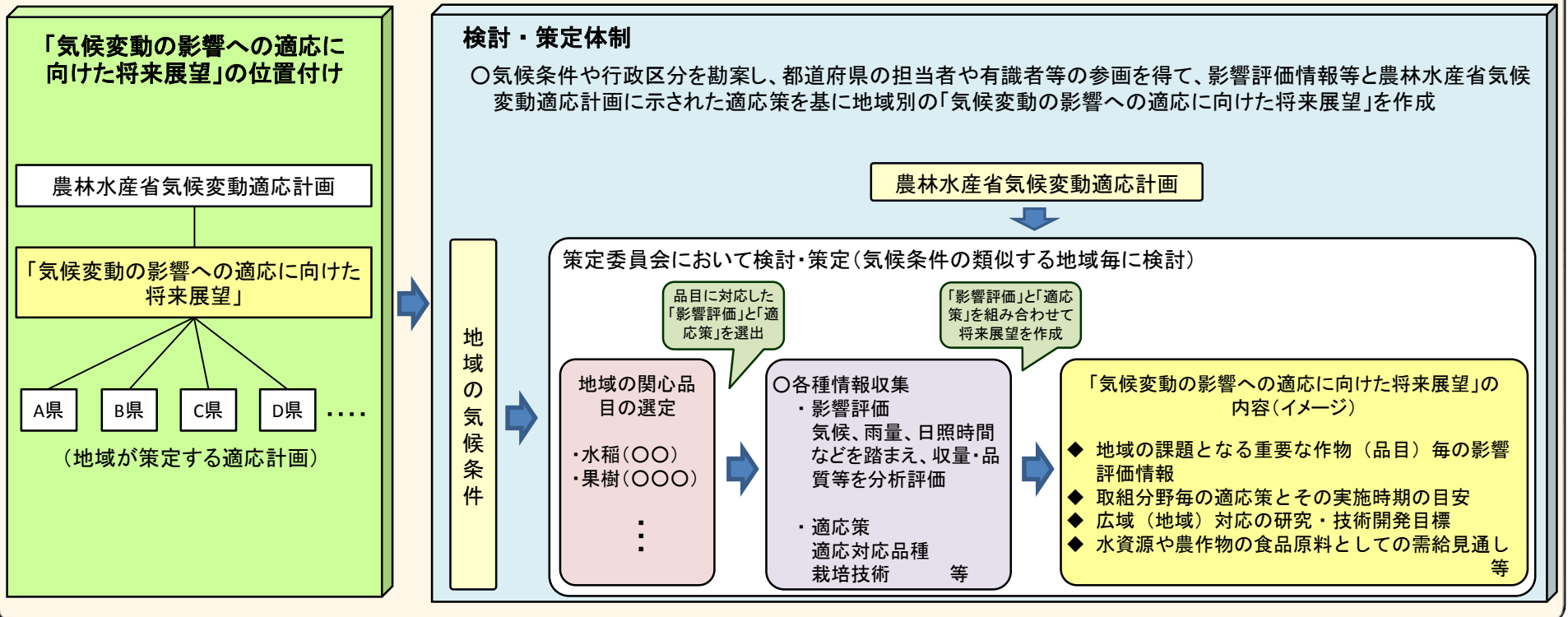
背景

- 気候変動による農林水産分野への様々な影響が予想されていることから、適応の取組を計画的に進めていくことが重要。このため、平成27年8月に農林水産省気候変動適応計画を決定。
- 地域毎の気候の違いや地域の主要産物などの特性を踏まえ、上記計画に基づく施策を展開するとともに、地域における取組を促進するため、地域毎の特性を踏まえた気候変動への適応の取組に係る調査・分析を実施することにより、当該計画を着実に推進する。

事業内容

1. 地域毎の「気候変動の影響への適応に向けた将来展望」の策定

今後、気候変動が進んでいく過程で、作物ごとにどのような影響が出て、都道府県や産地等が「どの時点で」、「どのような」適応策に取り組む必要があるのか等を自ら判断するための情報。



効果

地域レベルにおいて適応計画が策定され適応策が講じられていくことにより、将来に渡る強い産地の確保に資する。